

**外国人観光客等新たな来街者の獲得に繋がる、
まちの賑わい創出や地域コミュニティの活性化に資する**

改装（リノベーション）事業を募集します！

- 川崎駅周辺は、東海道の宿場町として古くから土地利用が図られ、高度経済成長期には全国から労働者が流入し、京浜工業地帯を支えるまちとして発展してきました。現在では、羽田空港に近接する立地特性を活かしたインバウンド誘致など、新たな来街者によるまちの賑わいが求められる一方で、駅の縁辺部においては建築物の老朽化や空きビル等が散見される状況にあります。そこで川崎市では、川崎駅周辺に集積する簡易宿所群や、公園等を活用したリノベーションスクールを開催するなど、既存ストックを有効活用したまちづくりを積極的に推進しています。
- 平成30年度から令和3年度にかけて、既存ストックを有効活用したまちづくりの推進を目的として、羽田空港に近接する本市の立地特性を活かした「インバウンドビジネスの普及促進に繋がる、まちの賑わい創出や地域コミュニティの活性化」に資する新たな改装工事を実施する事業者を募集し、「川崎市インバウンドビジネス等推進モデル事業」として実施してきました。
- 引き続き、既存ストックの活用を促進し、まちの面的な魅力創出の促進を目的として、上記趣旨に基づき本市の取組と連携する法人事業者又は個人事業者を募集します。また、本対象事業に選定された物件の事業者に対し、リノベーションに必要な設計及び改装工事に係る経費の一部に補助金を交付いたします。

1 補助金交付の対象

(1) 補助対象者・補助対象施設

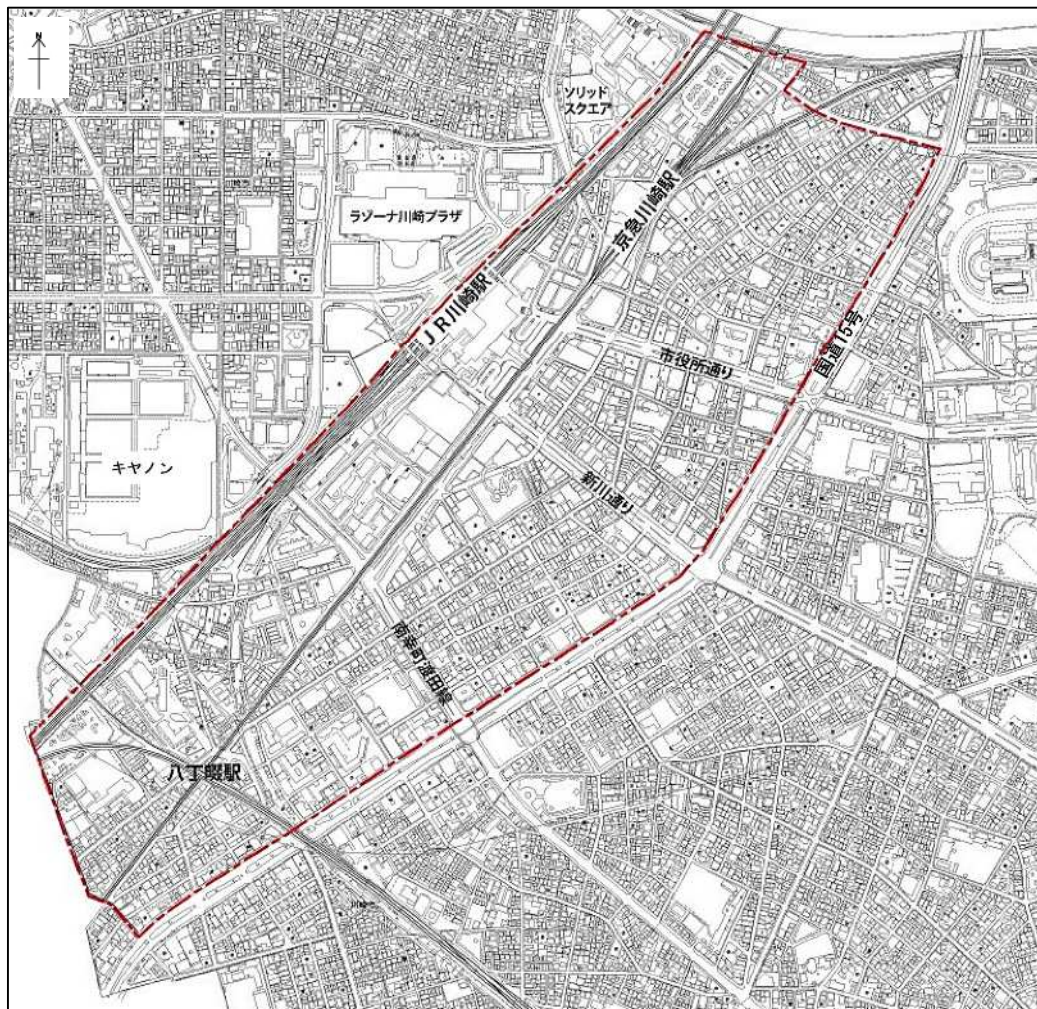
- ア 補助対象者は、上記趣旨の達成に資する新たな改装工事を行う法人事業者、又は個人事業者とする。
- イ 対象施設は、次の各号に該当する既存建築物等の全部、又は一部であること
 - (ア) 対象区域に所在している建築物等であって、新築、増築又は建替えにより整備された建築物等でないこと
 - (イ) 改装工事を行うことにより、地域の魅力が発信され、外国人観光客等の来街者を呼び込むなど、まちの新たな魅力・活力の創出及びインバウンドビジネス等の普及促進を図るものであること
 - (ウ) 空き床の活用その他地域の賑わい及び回遊性の向上に資する計画であること

(2) 応募資格

- ア 本事業の目的等に沿った事業提案ができること
- イ 事業提案の内容を確実に遂行できる十分な資力、信用を有すること
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- エ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続きの申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしていないこと
- カ 国税・地方税を滞納していないこと
- キ 政治活動、宗教活動を目的としていないこと
- ク 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと

(3) 補助対象区域

次の区域を補助対象区域とします。



--- 川崎市計画都市再開発の方針で定める特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区及び整備促進地区のうち、川崎駅東口の縁辺部を対象とする範囲

2 補助金交付の対象費用

(1) 補助対象経費

リノベーションのために必要な設計及び改装工事に係る経費のうち、外国人観光客の集客効果や周辺地域への波及効果が期待されるなど、インバウンドビジネス等の普及促進に繋がるとともに、まちの賑わい創出や地域コミュニティの活性化に資するものとする。

(2) 補助金額

補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の2分の1を以内とし、300万円を限度に、市の予算の範囲内にて交付する。

（1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

3 応募方法・提出書類

申請書を漏れなく記入し、事前に電話連絡のうえ、必要書類を添えて持参もしくは郵送にてご提出ください。申請書様式等は、川崎市ホームページからダウンロードできます。

〔提出先〕

〒210 - 8577 川崎市川崎区宮本町1番地（本庁舎19階）

まちづくり局拠点整備推進室 川崎駅周辺整備推進担当 宛て

郵送の場合、「川崎市インバウンドビジネス等推進事業補助金申請書在中」と記載してください。

〔提出部数〕

正本1部、副本9部（(1),(2),(3),(4)の書類）

- (1) インバウンドビジネス等推進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（事業目的、事業内容、工事概要、工程表等）（第2号様式）
- (3) 工事前・工事後の建物等の配置図、平面図、面積表（対象範囲を記入したもの）
- (4) 工事前の写真
- (5) 印鑑証明書
- (6) 登記簿謄本（土地、建物）及び公図
- (7) 工事費等の見積書（3社以上、数量項目を揃えたもの）
- (8) 暴力団員に該当する者でないことの誓約書及び同意書（第3号様式）
- (9) その他市長が必要と認める書類
- (10) 申請者の種類に応じて必要な書類
 - ア 補助金の交付を申請する者が法人事業者である場合
 - (ア) パンフレットなど法人概要が分かるのもの
 - (イ) 定款（写） ※最新のもの
 - (ウ) 履歴事項全部証明書（写）（特定非営利活動法人の場合、役員名簿等） ※交付申請日前3ヶ月以内に発行されたもの

- (エ) 決算報告書又は確定申告書（過去2箇年分）（特定非営利活動法人の場合、収支計画書・活動報告書）
 - (オ) 法人税（国税）の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税のない証明用）
 - (カ) 法人市民税納税証明書
 - (キ) その他市長が必要と認める書類
- イ 補助金の交付を申請する者が個人事業者である場合
- (ア) 確定申告書（写）、源泉徴収表（過去2箇年分）など所得金額を証明するもの
 - (イ) 住民票
 - (ウ) 市民税納税証明書
 - (エ) その他市長が必要と認める書類

4 応募に関する質問・回答

- (1) この募集に関する質問がある場合は、質問書（第4号様式）に記入の上、まちづくり局拠点整備推進室まで持参してください（電話、郵送、FAX 及び電子メール等は不可）。
- (2) 質問に対する回答
質問書に対する回答については、後日、質問者に回答します。

5 補助対象者の審査

「川崎市インバウンドビジネス等推進事業補助対象者審査・選定委員会（以下「審査・選定委員会」という。）」を設置し、次の5つの視点に基づき、事業効果、事業の継続性などを総合的に審査した上で、補助対象者を決定します。（月1回程度の開催を想定※応募状況により変更になる可能性があります）なお、審査の結果、交付を決定した事業者については、インバウンドビジネス等推進事業補助金交付決定通知書（第5号様式）にて通知し、あわせて今後のスケジュールをお知らせいたします。

- (1) インバウンドビジネス促進への寄与
- (2) まちの賑わい創出・地域コミュニティの活性化
- (3) 事業実現性・事業継続性（リノベーション後の事業運営等）
- (4) 新しい生活様式への対応
- (5) その他川崎市における施策との連携

※審査・選定委員会の開催等詳細は、応募者に個別に連絡します。

※なお、審査結果については一切の意義申し立てを認めません。

6 留意事項

- (1) 令和8年度事業は、令和9年2月末までに工事完了する事業が対象となります。
ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りではありません。
- (2) 補助金交付を受ける権利を譲渡、担保に供しないこと。
- (3) 市内業者の育成及び市内経済の活性化の観点から、設計・工事等においては、市内企業の採用に努めること。
- (4) 「川崎市インバウンドビジネス等推進事業補助金交付要綱」の規定に違反した場合、補助金交付決定の取り消しや、既に交付した補助金の返還を求める場合があります。
- (5) この募集に必要なとなる書類の作成費用は、応募者の負担とします。
- (6) 完了実績報告時の提出資料が新たに追加されたため、ご注意ください。

補助金交付決定額が1,000,000円を超え、かつ1件の金額が1,000,000円を超える発注を行う場合は、発注実績報告書（第13号様式）に加え、該当する発注に係る以下のいずれかの資料の提出が必要です。（発注先が複数にわたる場合は、発注又は調達毎に必要）

- (ア) 市内中小企業者により入札を行ったことがわかる資料
- (イ) 市内中小企業者2者以上から取得した見積書
- (ウ) (ア)、(イ)のいずれも不可の場合、「入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第14号様式）

※市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第15号様式）を提出してください。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除きます。